

様式 8 自己点検評価報告書

1	基準 I-1	教育理念・目標・方針
---	--------	------------

◆判定基準

- ① 教育理念・目標・方針が明文化・公表されている
- ② アドミッション・カリキュラム・ディプロマポリシーが明文化・公表されている
- ③ アセスメントポリシーが明文化・公表されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学の教育理念・目標・教育方針は明文化し、本学キャンパスガイド、入試試験要項、学校案内、ホームページに公表している。

本学の教育理念は「医療技術者を目指す学生に対し、幅広い専門知識や技術の修得を通して、適応力豊かな医療人を育成すること」であり、教育目標は「将来、理学療法士として世界に通用するリーダーの育成」「他の学生との協調を図り、互いに意見を尊重する姿勢の養成」「他者とのコミュニケーション能力の向上」と定め、この教育理念・教育目標に基づいて、教育方針としてディプロマポリシーを設定し、その実現に向けてカリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを設定している(資料 I-1-①)。なお、本学の教育理念・目標については、より内外にわかりやすく伝える目的で本年度より改訂を行っている。

具体的な人材の育成方針は、三つのポリシーに沿って社会の理解とコミュニケーション能力、高い専門知識と技術力、学問・臨床研究への探究心および正しい倫理観を掲げ、具体的に説明している。なお、三つのポリシーのうち、アドミッションポリシーに関しても教育理念・教育目標と同様に本年度より改訂を行っている。建学の精神および教育理念、三つのポリシーは大学ホームページ、入学試験要項、学校案内、キャンパスガイドに公表しており(資料 I-1-②③④)、大学としての目的や教育方針は具体的であり、明確に表現されていると判断する。アセスメントポリシーは策定作業中である。

本学園理事長及び行岡病院理事長である行岡正雄は、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関である UN Women との間に、2012 年 12 月に日本の医療関係機関として初めて国連が提唱する企業の行動範囲「女性のエンパワーメント原則」に署名しました。本学におい

様式 8 自己点検評価報告書

ては従来から女性が学びやすく、また活躍できる学習環境の整備につき行岡久美子副理事長を中心に行ってきましたが、この署名により、継続的に女性が一層の意欲をもって活躍できる学習環境の整備に取り組んでいます。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：様式 1-2 学校養成施設概要
- ②：入学試験要項（p2-3）
- ③：学校案内
- ④：キャンパスガイド（p1-4）
- ⑤：認証状（女性のエンパワーメント原則）

◆自己点検評価結果における課題と対応

前述の通り、教育理念・目標、アドミッションポリシーについては、本年度改訂を行っている。いずれも基本的な方針についての変更はないが、在学生に配布しているキャンパスガイドは改訂前の文章が掲載されているため、今後、他の改訂文書とともに配布の予定である。カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーに関しても、今後、より分かりやすい表現に改訂を行っていく予定である。

アセスメントポリシーの策定と公表が遅れている。現在は策定作業中であり、早急に公表する予定である。

これまで4年ごとに見直しを行ってきた教育課程については、見直し時期を延期し、コロナ禍を経て変化する学生像や学生負担を減らしつつ、より広い学びの選択ができる課程作成を目指し、現在企画中である。

様式 8 自己点検評価報告書

2	基準Ⅱ-1	学科・専攻の長
---	-------	---------

◆判定基準

- ① 学士の学位を有する者、またはそれに準ずる学識・教育・研修修了者である
- ② 修士の学位を有し、必要な教育・研修修了者である
- ③ 博士の学位を有し、10 年以上の教育経験と必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③の全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

学科長は理学療法士免許を有している保健学修士である。前職を含め、大学での教育経験は 13 年目となる。1991 年度に(公財)医療研修推進財団が開催する養成施設教員等講習会を修了している。また、専門分野に関するものではあるが、日本理学療法士協会における認定理学療法士(脳卒中)、専門理学療法士(神経、小児)の認定を受けている。教育に関しては、日本理学療法教育学会に所属し、自己研鑽に努めている(資料Ⅱ-1-①)。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

①：様式 2-1 学科・課程教員表

◆自己点検評価結果における課題と対応

業務の都合もあり、現在は十分な教育研修の時間を確保できていない。今後は、より一層多くの教育に関わる研修の機会を持つ必要がある。

様式 8 自己点検評価報告書

3	基準Ⅱ-2	教員の要件
---	-------	-------

◆判定基準

- ① 指定規則で定める基準が遵守されている
- ② 専任教員は全員が協会員（JPTA・JAOT・JAS）である
- ③ 専任教員は全員が修士以上の学位を有し、必要な教育・研修修了者である

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ☒ 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学の専任教員は、教授 12 名、講師 6 名、助教 3 名、合計 21 名で構成されている。うち、学科に関連する有資格者は医師 6 名、理学療法士 12 名、その他 3 名である。理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則による理学療法士教員の必要数は 9 名であり、本学の理学療法士専任教員数は確保されている（資料Ⅱ-2-①）。なお、本年度入職の理学療法士教員は、これまで教員経験がないため、厚生労働大臣の指定する講習会を、今年度（2024 年度）中に受講する予定である。理学療法士免許を有する専任教員については、全員が日本理学療法士協会（JPTA）会員である。（資料Ⅱ-2-②③）。

教員に必要な教育研修については、理学療法士専任教員のうち 2 名は養成施設教員等講習会を受講している。また、前述のとおり、今年度入職の理学療法士教員は教員経験がないため、今年度中の講習会受講を予定している（資料Ⅱ-2-②③）。

その他、様式 2-1 学科・課程教員表のとおり、理学療法士教員 12 名中 11 名が臨床実習指導者講習会を受講済みであり、複数の教員が認定・専門理学療法士として登録している。また、教員の教育・研究活動によって得られた成果については、学会、講演、論文、著書などで発表している（資料Ⅱ-2-④）。その活動内容については、紀要や本学ホームページ等を通して公開している。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：様式 1-1 学校養成施設概要
- ②：様式 2-1 学科・課程教員表
- ③：様式 2-3 専任教員技能資格総括表
- ④：業績集

◆自己点検評価結果における課題と対応

専任教員の教育の質を向上するために、専任教員養成講習会を含め、必要な教育・研修の機会をより作っていく必要がある。

様式 8 自己点検評価報告書

4	基準Ⅱ-3	教員数と教科目
---	-------	---------

◆判定基準

- ① 指定規則で定める教員数が確保され、実習調整者が配置されている
- ② 担当科目に関連する研究業績のある教員が配置されている
- ③ 指定規則の定数を超える専任教員が配置されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学は4年制大学(入学定員80名)の理学療法士養成校である(資料Ⅱ-3-①②)。指定規則で定める理学療法士の専任教員数は、9名であり、本学の理学療法士専任教員数は12名であることから教員数は確保されている。また、実習に関しては、実習委員会(資料Ⅱ-3-③)を構成し協議を実施し、実習委員長1名、実習副委員長1名、実習委員3名の合計5名で構成されている。実習委員会の業務は、実習地の配置、承諾書の郵送、実習指導者に関する情報収集など実習に関する業務全般としている。実習委員長を実習調整者としている。

担当科目に関連する研究業績のある教員配置について(資料Ⅱ-3-④⑤)、教務委員会(資料Ⅱ-3-⑥)で専任教員の業績に合った科目を選定し、教授会にて審議・承認を得ている。

以上の理由により、判定基準①②③の全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：様式1-1 学校養成施設概要
- ②：様式1-2 学校養成施設概要
- ③：実習委員会規程
- ④：様式2-1 学科・課程教員表
- ⑤：業績集
- ⑥：教務委員会規程

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己点検評価結果における課題と対応

担当科目に関連する研究業績のある教員が配置されている。しかし、若干ではあるが研究業績と科目の整合性が低い点も認められることから、今後、教員に関して担当科目に関する研修会などへの参加を促すよう改善する。

理学療法士専任教員の1名は、専任教員養成講習会を受講する必要があるので、2024年度中に対応予定である。

様式 8 自己点検評価報告書

5	基準Ⅱ-4	教育の質
---	-------	------

◆判定基準

- ① 教育・研究・研修規程が整備され、専任教員の業績が公表されている
- ② 授業評価およびFD・SDが実施され、結果が公表されている
- ③ 教育の質の向上に向けた研究・研修への積極的な取り組みが見られる

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

科目担当者の選定に関して、研究業績や教育実績、臨床経験などを参考に教務委員会で協議し（資料Ⅱ-4-①）、教授会にて決定している。また、前後期各1回、科目ごとに学生による授業評価（資料Ⅱ-4-②）を実施し、教育効果の確認をしている。授業評価の結果（資料Ⅱ-4-③）は科目担当者に情報提供を行い、授業改善報告書（資料Ⅱ-4-④）の提出を依頼している。授業評価の結果から、ベストティーチャー賞を選出し（資料Ⅱ-4-⑤）、教育効果に対する評価も行っている。また、教養教育科目、専門基礎科目、専門科目ごとに集計を行い、教育効果について分野ごとにも分析をしている（資料Ⅱ-4-⑥）。

教育研修についてはFD委員会（資料Ⅱ-4-⑦）で教育研修規程（資料Ⅱ-4-⑧）を用いて運用し、教育技術の向上を目的に定期的にFD研修を実施している。FD研修として実施する授業参観では、参観を行う教員は新任教員と授業評価の結果を参考に選定を行い、授業評価が高い講義に参加するように調整している。授業参観を行うことにより、教育技術を参考にするだけでなく、自らの授業方法の振り返りを行う機会を与えるようにしている（資料Ⅱ-4-⑨）。また、学内でもFD研修を実施している（資料Ⅱ-4-⑩）。以上のことから、授業評価は授業の運営や内容の改善に活かされていると判断している。また、全国リハビリテーション学校協会や日本理学療法士教員協議会など理学療法教育に関する研修会や学術大会情報を随時共有し、参加を促している。SD研修は毎年定期的に実施していない。

研究に関しては、大学研究費取扱要領（資料Ⅱ-4-⑪）、研究活動における不正行為防止及び不正行為への対応に関する規程等を整備して厳格に運営している（資料Ⅱ-4-⑫）。また、専任教員については、週1日の学外研究日を設け、教員の教育・研究の質向上に向けた支援を行っている。

様式 8 自己点検評価報告書

専任教員の業績はホームページの教員紹介、また、研究紀要に業績を記載し公表している(資料Ⅱ-4-⑬)。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入(資料は添付)

- ①：教務委員会規程
- ②：2023 年度 授業アンケート質問項目
- ③：2023 年度 授業アンケート結果
- ④：2023 年度 授業改善報告書
- ⑤：2023 年度 ベストティーチャー賞受賞者
- ⑥：2023 年度 授業評価分野別分析結果
- ⑦：FD 委員会規程
- ⑧：FD 委員会 教育研修規程
- ⑨：2023 年度 授業参観報告書
- ⑩：2023 年度 FD 研修報告書
- ⑪：大学研究費取扱要領
- ⑫：研究活動における不正行為防止及び不正行為への対応に関する規程
- ⑬：大阪行岡医療大学紀要 抜粋

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生による授業評価と授業改善報告書の提出、結果の分野ごとの分析は実施できている。しかし、分析結果に対する取り組みが十分に行えているとはいえない。今後は授業評価結果の詳細な分析を行い、分析結果に対応した FD・SD 研修を実施する必要があると思われる。また、授業アンケートの質問項目やベストティーチャー賞選定など、授業アンケートの在り方や FD・SD の在り方について、継続的な検証が肝要である。

FD・SD 研修は、開催頻度の増加や上記を踏まえた内容の検討を行う必要がある。また、研究活動における公的研究費の管理や不正行為防止、利益相反の管理などの研究倫理教育も継続的に充実を図っていく必要がある。

様式 8 自己点検評価報告書

6	基準Ⅱ-5	教育のための予算
---	-------	----------

◆判定基準

- ① 入学料・授業料・実習費等は適当な額である
- ② 教育上必要な機械器具や図書購入予算が明示され、計画的に執行されている
- ③ 研究活動のための外部資金導入の努力を行っている

◆自己点検評価 (該当数字を○で囲む)

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

入学料、授業料、実習費等は、入学試験要項、キャンパスガイドに明記している(資料Ⅱ-5-①②)。

年度末に次年度の購入予定品目を予算化し、順次購入を行っている。

研究活動のための外部資金導入については、科研費申請を複数教員が行い、採択を得ている(資Ⅱ-5-③)。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入 (資料は添付)

- ①：入学試験要項(p16)
- ②：キャンパスガイド(p29、65)
- ③：科研費応募採択状況

◆自己点検評価結果における課題と対応

研究のための外部資金導入については、科研費に限らず、広域からの獲得をより積極的に行う必要がある。

様式 8 自己点検評価報告書

7	基準Ⅱ-6	教育環境
---	-------	------

◆判定基準

- ① 教育目的達成のための環境が整備されている
- ② 校地校舎等の学修環境の整備と適切な管理・運営が実施されている
- ③ 教育環境の確保・充実に向けた中長期計画が策定されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

教育目的達成のための環境は、講義や演習、実技を行うための教室数やスペースの条件等について理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの基準を満たしている（資料Ⅱ-6-①）。

校地校舎等の学修環境の整備は、修繕箇所の把握とその修繕を適宜実施している。守衛室の職員の定期的な巡回および点検に加え、茨木市消防署の立ち入り検査の指導を受け、災害時の避難経路確保に必要な通路スペースの確保等にも取り組んでいる。

教育環境の確保・充実に向けた中長期計画は、本学の母体である行岡病院を主な実習施設にすることで安定した実習施設確保および本学教員と実習指導者の密な連携を実践することで実習指導体制の充実に取り組んでいる。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

①：様式 1-1 学校養成施設概要

◆自己点検評価結果における課題と対応

校地校舎等の学修環境の整備は、修繕箇所の把握とその修繕を適宜実施している。今後は長期的な展望にたつて、計画的に整備していかなければならないと考えている。

様式 8 自己点検評価報告書

8	基準Ⅱ-7	教育設備
---	-------	------

◆判定基準

- ① ガイドラインで定める教室および実習室が整備されている
- ② 教員室（研究室）および個別指導の場が確保されている
- ③ 教育研究内容に対応した機材等が整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

本学は、教室・講義室 11 室 1139m²、実験・実習室 8 室 947 m²、図書館 1 室 334 m²、講堂・体育館 2 室 1049m²であり、講義や実験・演習、実技を行うための教室数やスペースの条件等について理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインの基準を満たしている（資料Ⅱ-7-①）。

教員室（研究室）は 23 室 589m²、教授・准教授用の個室、講師・助教用の共同研究室がある。個人研究室は研究棟に配置されているため静穏な研究環境が確保できており、学生にも入りやすい環境にしており、質問等が行いやすいようにしている。また、研究室以外にも共同スペースがあり、学生との面談スペースを設けており、教員と学生のコミュニケーションが図れる環境が整備されている。

教育研究内容に対応した機材等については、三次元動作解析装置、床反力計、体組成計、表面筋電図計、重心動揺計、多用途筋機能評価運動装置（バイオデックス システム）、呼気ガス装置、徒手筋力計、足趾把持力計などの計測機器が整備されており、授業や卒業研究および教員の研究活動で使用されている。

以上の理由により、判定基準①②③の全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

①：様式 1-1 学校養成施設概要

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生は授業以外でも自己学習として、実習室で実習・研究機材を使用することがある。学生支援の視点においても、学習環境と機会を高めるために使用ルールや保守点検方法などを整備していく。

様式 8 自己点検評価報告書

9	基準Ⅱ-8	教材・備品
---	-------	-------

◆判定基準

- ① 教育上必要な教材・備品及び専門図書・雑誌が必要数確保されている
- ② 適切な規模の図書室（館）を有し、十分な学術情報資料が確保されている
- ③ 講義・演習等に必要な IT 教育機器や文献検索システムが整備され、適切に運用されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

図書館には和書 12478 冊、洋書 3646 冊の蔵書がある。専門書の内訳は和書 8021 冊、洋書 2038 冊、一般教養書の内訳は和書 4457 冊、洋書 1608 冊である（資料Ⅱ-8-①）。学術雑誌は 35 種（和雑誌：31 種、洋雑誌：4 種）である。いずれの図書も図書館データベースによる電子検索システムを用いて検索することができる。電子書籍は和書が 147 冊、洋書が 123 冊である。また、電子ジャーナル・データベースを 2 種（和：2 種）備えている（資料Ⅱ-8-②）。その他に視聴覚資料として DVD など 320 巻を揃えている。閲覧および学習スペースとして長机 6 台、個人机 24 台を用意しており総座席数は 52 席（大学収容定員の 16%）である。また、検索用にパソコンを図書館内に 5 台、学習用にコピー機を 1 台、AV ブースを 2 席備えている。

図書館以外にも情報処理室には 46 台のパソコンを設置しており、学生は個人パスワードを入力することで自由に使用することができる。1 年生対象の科目「情報処理演習」でパソコンの基本的な操作法を指導しており、適切に運用がなされている。また、各普通教室、実習室、講堂はインターネット回線とプロジェクターおよびスクリーンが備えられている。

パソコン以外にも iPad98 台、タブレット（Lenovo）20 台があり、解剖学の授業や 1 年生のゼミなどで活用している。教育上必要な機械器具については、理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインを満たしている（資料Ⅱ-8-③）。その他の教材においても学生数に対して十分な数を揃えている。

以上の理由により、判定基準①②③のすべてを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- | |
|---|
| ①：図書台帳(和書図書及び洋書図書)
②：電子ジャーナル契約タイトル
③：教材資料 |
|---|

◆自己点検評価結果における課題と対応

図書館年間利用者数は 2763 人であり、1 日平均 10.3 人にとどまっている。学生が図書館の図書および検索システムを十分に有効活用しているとはいえず、今後の課題である。対応として 1 年生の入学時オリエンテーションにおける学内施設紹介の一環として図書館の説明を行っているが、2 年生以降も図書館の利用を推奨し、学習支援を行っていくことが必要であるとする。
--

様式 8 自己点検評価報告書

10	基準Ⅲ-1	ハラスメント防止対策
----	-------	------------

◆判定基準

- ① ハラスメントの規程が整備され、公表されている
- ② ハラスメント防止を目的とした研修会が定期的実施されている
- ③ 全教職員、臨床実習施設職員、保護者等への周知・啓発が実施されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

ハラスメント防止ガイドラインを整備して厳格に運営している(資料Ⅲ-1-①②)。ガイドラインはハラスメント防止・対策委員会(資料Ⅲ-1-③)や自己点検・評価委員会(資料Ⅲ-1-④)で内容の検討を行い、必要に応じて改定を行うようにしている。相談窓口担当者として教員2名と事務職員を配置している(資料Ⅲ-1-⑤)。また、相談員としてカウンセリングの知識を有する3名を配置している

教職員を対象にハラスメント防止を目的とした研修会を定期的開催している。研修内容の理解を促すことを目的に、参加者はアンケートや報告書の提出を行うようにしている(資料Ⅲ-1-⑥)。

全教職員に対して研修会を通じてハラスメント防止の周知・啓発を行っており、学生に対しては、ハラスメント防止に関するポスターを掲示し、周知・啓発を行っている(資料Ⅲ-1-⑦)。しかし、臨床実習施設職員や保護者等に対して十分な周知・啓発活動は行えていない。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：様式 1-1 学校養成施設概要
- ②：ハラスメント防止・対策に関するガイドライン
- ③：ハラスメント防止・対策委員会規程
- ④：自己点検・評価実施規程

様式 8 自己点検評価報告書

- ⑤：キャンパスガイド(p44)
- ⑥：2023 年度 ハラスメント委員会研修内容
- ⑦：ハラスメント防止啓発ポスター

◆自己点検評価結果における課題と対応

ハラスメント防止に関する研修会は定期的に行っているが、まだ開催頻度は少ないと思われる。開催頻度と内容の検証を行い研修会の継続的な開催が必要である。

臨床実習施設職員や保護者等に対して十分な周知・啓発活動は行えていない。今後は実習要綱にハラスメント防止ガイドラインを掲載して実習指導者への説明を行う等、実習指導者に対してもハラスメント防止に対して啓発する必要がある。また、ハラスメント防止ガイドラインの保護者への周知・啓発も十分ではない。周知・啓発の更なる充実を図っていく必要がある。今後、実習指導者や保護者など大学外の人に向けた簡潔にまとめたガイドラインも整備していく予定にしている。

様式 8 自己点検評価報告書

11	基準Ⅳ-1	入学者の選考
----	-------	--------

◆判定基準

- ① 選考要項が整備され、公表されている
- ② 学則に定められた学生の定員が守られている
- ③ アドミッションポリシーに基づいた選考が行われている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

入学者の選考は、アドミッションポリシーを基にして調査書、学力試験、小論文試験、面接試験によって入学志願者の能力・意欲・適正等を多面的・総合的に評価・判定している。入試方法は総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜のほか、社会人・大学卒業者選抜、特別総合型選抜、特待生入試を設定している。公式ホームページや入学試験要項の他、SNS上にて各入試方法の内容および試験日、願書受付期間、合格発表日、入学願書締切日を明記している。（資料Ⅳ-①～②）、また、アドミッションポリシーに基づいて選抜試験を行うことも公式ホームページやパンフレット、入学試験要項に記載している。入学学生の定員（資料Ⅳ-①②③）に関しては、2020年度と2021年度入学生が79名で定員が割れ、それ以降、定員を満たしていない。

以上の理由により、判定基準①を満たし、②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：入学試験要項（p1）
- ②：キャンパスガイド（p51）
- ③：様式 1-2 学校養成施設概要

◆自己点検評価結果における課題と対応

直近3年において学生の定員が大きく割れている状況である。大学全体の重要課題として入試委員会と企画運営委員会（広報部門）を中心に定員充足に取り組んでいる。（株）進研アド、（株）

様式 8 自己点検評価報告書

リクルート等の専門業者からの情報提供や、有識者からのアドバイス、研修受講等、定員を充足させる知識を委員全体で共有し、オープンキャンパスや高校訪問、入試の方法等について検討・実践している。以下にこれまでの年度における取り組みについて以下に記載する。

(2020 年度)

○オープンキャンパス参加型入試の導入

オープンキャンパスで受講した講義内容に関連した小論文をオープンキャンパス当日に作成し、その内容と面接試験を評価して選抜する。入学志願者にとっては、小論文の課題を講義を通してある程度の理解ができた上で小論文が作成できるため、選抜試験に対するストレスが軽減され、質の良い小論文作成ができるメリットがある。

(2021 年度)

○大学独自の入学前教育プログラム導入

長引くコロナ禍で志望に沿わない不本意入学者や、年内入試の流行りで入学までの期間延長に伴う学習意欲低下等の新入生のモチベーション維持を目的に入学前教育プログラムを強化した。これまでも行ってきた基礎学力補充・強化のための業者プログラム受講に加え、大学独自でも入学前教育プログラムを始動させた（コロナ感染拡大で同年開催は中止になった）。

○近隣高校との高大連携

(2022 年度)

○Web 出願の導入

入学希望者の出願時の負担軽減のために導入。

○特待生入試の導入

入学費用等の負担軽減のため導入。

○大学独自の入学前教育プログラムの強化

学習内容は、理学療法や本学開講科目に通じる内容を中心とし 12 月期より毎月 1 回の計 4 回実施することとした。

(2023 年度)

○総合型選抜の選抜方法の見直し

・総合型選抜の選考条件から小論文試験を省き、面接と事前エントリーシートのみで選考する方法に見直した。

・エントリーシートは、理学療法士になる意欲をアピールするものと、これまでの学生生活で取り組み、積み重ねてきた活動についてアピールするものの 2 種から選択して作成できるようにした。理学療法士への志望意欲のみでなく、学生の興味・関心に対する本質的な姿勢を評価できるようにした。

○オープンキャンパスの充実

・日程の抜本的な見直しを行い、オープンキャンパス実施回数を増やし、実施曜日についてもより参加しやすい日程とした。

- ・主体性の高い学生が多い本学の特性を活かして、学生主体のオープンキャンパスを実施した。実施内容についても理学療法についての理解や、より興味を持ってもらえるように、理学療法の体験ができる講義を多く取り入れるようにした。
- ・また保護者を含めて参加した全員が進路相談できるようにした。

(2024 年度)

本学は、小規模の大学であるからこそ学生と教員の距離が近かったり、単科大学で同じ志のある学生が集まってくることから、学生と教員、そして学生同士が協同して学べる環境がある。また伝統があり、多くの OB が学生をサポートしてくれたり、地元の方々との交流が持てる場面があったりと、OB や地域の方々とも繋がりの中でも、学生が学び、成長できるというのが本学の強みであり、特徴でもある。それは本学の建学の精神でもある「協同」という言葉にも通じるものであり、今年度以降の高校訪問やオープンキャンパスにおいてはそのことを進路指導教員や入学志願者にしっかりと伝え、学習環境の良さと地域活動において他学よりも誇れるところをアピールしていく。

高校訪問では、2025 年度に入学に対して興味を持っている高校生（これまで資料請求やオープンキャンパスに参加してくれている高校生）が在籍している高校訪問を優先的に周り、できるだけ早くにオープンキャンパスに参加してもらい、有益な情報を伝えられるようにする。

12	基準Ⅳ-2	生活・学修支援
----	-------	---------

◆判定基準

- ① 生活・学修支援体制が整備されている
- ② 生活・学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析し、適切に実施されている
- ③ 障がいのある学生や留学生に対する支援体制が整備されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

学修支援に関しての取り組みについて、低学年（1.2 年生）を対象としたゼミナールを開講している。ゼミナールは基礎学力の補習をし、成績不良による留年や退学を防止することを目的に実施している（資料Ⅳ-2-①）。

また、学習支援室を開室している（資料Ⅳ-2-②）。学習支援室は授業に関する個別相談を受け付けており、「授業についていけない」「勉強の方法について」など学習への取り組み方をアドバイスしている。また授業内容で理解できなかった部分を個別で対応することも支援している。学習支援のスタッフは専任教員を配置しており、カウンセリングマインドを持つために研修も年 1 回を予定している。

障がい等のある学生支援に関して、学生相談室や学習支援室の利用や、必要に応じて合理的な配慮を提供するなどのサポートもしている。学生相談室では学業に関する悩みだけではなく、課外活動、家族や友人・恋人との人間関係、性別異和や性的指向の問題、教員との関係、ストレス、生活上の問題など、様々な悩みに対して心理相談員（精神保健福祉士、ソーシャルスクールワーカー）に相談することができる（資料Ⅳ-2-③）。学生だけではなく、学生のご家族からの相談にも応じている。直接相談室を訪問することが難しい学生に対してはメールでの相談予約、Zoom でのオンライン相談などに応じることで、学生がより充実した学生生活を送れるようにサポートをしている。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③どちらかを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- | |
|--|
| ①：ゼミナール概要
②：学習支援室の開設お知らせ
③：学生相談室ポスター |
|--|

◆自己点検評価結果における課題と対応

留学生について、大学開学以来入学実績がないことから支援体制は不足している。昨今の社会情勢から留学生の受入れは本学としても必要であると認識しており、今後入学体制の整備から実施していく予定である。また、臨床実習に対する相談窓口に関しては別のフローでサポートしている。その内容は、学生1人に対して担当教員が1名配置されており担当教員が臨床実習の相談窓口となっている。学生サポートは担当教員が主となっており実習委員会へ報告するフローになっている。
--

13	基準Ⅳ-3	教育課程
----	-------	------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインに定められているカリキュラムが整備されている
- ② 講義概要、学生便覧が整備・公表され、適正に運用されている
- ③ 教育課程を可視化するなど、修学向上への工夫・改善が見られる

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

指定規則により理学療法士養成施設においては、単位数は101単位以上とし、教育内容を基礎分野、専門基礎分野、専門分野に分けており、その選択に当たっては、養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮することとされている。本学においては、必修116単位、選択19単位の合計135単位を開講している。その中で、卒業要件は合計126単位以上を修得した場合としている（資料Ⅳ-3-①②）。

カリキュラムに関して、科目を教養教育科目、専門基礎科目、専門科目に区分して編成している。科目配当は、1年時に教養教育科目、2年時に教養教育科目、専門基礎科目、専門科目、3年時には専門基礎科目、専門科目、4年時には専門科目を習得するよう段階的に教育課程を整備している（資料Ⅳ-3-③）。また各科目は、社会人としての基礎能力の習得、医療人としての基礎能力の習得、理学療法士としての臨床能力の習得への基礎から応用に繋がるように整備している。

講義概要に関してシラバスが作成されており、科目名、担当教員、実務教員による授業、単位、必須・選択、履修対象・形態、授業科目概要、授業の目的、授業計画、教科書、参考文献、成績評価、事前事後学習の項目が明記して公表し、適正に運用している。

教育課程の可視化に関して、シラバスおよび本学のホームページに明示している。シラバスの末尾には科目配当、カリキュラムマップを添付し4年間の学習過程がわかりやすく示されている（資料Ⅳ-3-④）。入学希望者向けには、パンフレットに概要を掲載し（資料Ⅳ-3-⑤）、1年生から4年生までの習得する概要を明記している。また、修学向上への工夫・改善に関して、前期および後期末に学生による授業アンケートを実施している。授業アンケートより得られた情

様式 8 自己点検評価報告書

報は、FD 委員会が管理し教職員にフィードバックし、講義の修学向上への工夫・改善を教員が取り組むように実施している。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：シラバス（p2-5）
- ②：キャンパスガイド（p55）
- ③：教育課程と指定規則との対比表
- ④：シラバス（p91-93）
- ⑤：学校案内（p5）

◆自己点検評価結果における課題と対応

これからの課題は、教育課程をよりわかりやすく可視化し、修学向上への工夫・改善である。可視化としてはホームページに掲載をしているが、各学年に対して具体的に目標などを明示する必要性があると感じている。

14	基準IV-4	教育内容
----	--------	------

◆判定基準

- ① 改正カリキュラムが適正に運用されている
- ② 定期的カリキュラムの検討・見直しが行われている
- ③ 特色ある教育プログラムを有している

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

前回の教育課程変更は、2020 年度(令和 2 年度)入学生からの対象として行った。実施の変更点は科目の追加・削除に加えて、卒業に必要な単位数（124 単位→126 単位）、履修科目の登録の上限（1 年生：46 単位→40 単位、2 年生以降：38 単位→39 単位）、GPA 等である。この変更により指定規則改定に対応しているものになっている(資料IV-4-①)。カリキュラムはシラバスに明記されており適切に運用されている(資料IV-4-②)。

カリキュラム(教育課程)の検討・見直しについて、教授会や自己点検評価委員会からの提言を受け、教務委員会を中心に検討を実施している。教務委員会でのカリキュラムの変更案は適宜、教授会に進捗状況が報告されている。

特色ある教育プログラムとして、1 年生ではキャリアセミナーの中で半日の病院見学実習を取り入れ、母病院である行岡病院で実施している。半日の病院見学実習は、「人間関係」、「コミュニケーション」などの知識・能力を高めることを目的としている。理学療法士が医療現場においてどのような働きを実施しているのか、患者様とのコミュニケーションなどをどのような手段方法を用いているのかを実体験し、大学生活での学習意欲向上・目的の明確化できるように、入学早期より教育プログラムの 1 つとして取り入れている。また、初級パラスポーツ指導員の資格も取得できるカリキュラムを組んでいる(資料IV-4-③④)。選択科目にはスポーツ傷害学、ペインリハビリテーションなどを設けており、スポーツや若年者から高齢者に発生する可能性が高い疼痛などに特化した講義を展開している

臨床実習の前後に OSCE を取り入れており、知識・技術の向上と確認に努めている。OSCE では、学生を 2 人 1 組として測定者と患者役として接遇、評価・治療技術、知識などを 2 名の教

様式 8 自己点検評価報告書

員が評価する。評価後は教員 1 名に対して 1 名もしくは複数名の学生に対してフィードバックを実施し、修正が必要な場合には課題もしくは助言などを行っている(資料Ⅳ-4-⑤⑥)。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入(資料は添付)

- ①：教育課程と指定規則との対比表
- ②：シラバス (p2-5)
- ③：シラバス (p15)
- ④：認定証
- ⑤：実習前後の学内スケジュール
- ⑥：OSCE (採点基準表)

◆自己点検評価結果における課題と対応

カリキュラムの検討・見直しはほぼ 4 年毎に行われてきたが、今後は社会状況、学生の希望、卒業後の進路など多角的に検討・見直しを実施し改善していく必要がある。

15	基準IV-5	教育方法
----	--------	------

◆判定基準

- ① 講義概要に教育方法を明記し、適切に運用されている
- ② 講義・演習・実習が効果的に組み合わせられている
- ③ 授業方法の工夫・開発に取り組んでいる

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

シラバスには履修形態、授業概要、授業の目的、計画、評価法などを明示している(資料IV-5-①)。そして、シラバスに従い授業は展開されている。学生による授業アンケートの項目にもシラバス通りに授業が進んでいたかの設問を入れ、授業改善の1つとしている(資料IV-5-②)。

講義は54科目、演習は25科目、実習は6科目である。効果的に学習が進められるように、関連する科目については講義科目の後に演習科目が開講するように配置している(資料IV-5-③)。例えば、1年後期の講義科目「運動療法学」「物理療法学」に対して、2年前期に「運動療法学演習」「物理療法学演習」の演習科目を配置している。

前期および後期末に実施している授業アンケートの内容は、自己評価項目(3項目)、授業内容(9項目)、総合評価(3項目)の300点満点であり点数化される。授業アンケートより得られた情報は、FD委員会が分析・管理し教職員全体および各教員に伝えられる。開示された情報を参考にして各担当科目責任者が「授業改善報告書」をFD委員会に提出し、授業の工夫・改善に取り組んでいる(資料IV-5-④)。また、教育方法などの工夫・開発の参考になるように授業参観を実施している。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入(資料は添付)

- ①：シラバス
- ②：授業アンケート
- ③：シラバス(p91)

様式 8 自己点検評価報告書

④：授業改善報告書 例

◆自己点検評価結果における課題と対応

学生の理解度、応用力などを鑑みて、講義と演習の配分改正に取り組まなければならない。
また、最大限の学習効果を目指して、授業方法の工夫・開発に取り組む必要性がある。

様式 8 自己点検評価報告書

16	基準IV-6	成績評価
----	--------	------

◆判定基準

- ① 評価基準、方法を明記した文書を有している
- ② 授業科目内容に合致した（客観的）評価方法により実施されている
- ③ 単位認定、進級・卒業認定、修了認定基準を適切に定め、厳正に適用されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

評価基準、方法はシラバスに明記している。

評価方法は、筆記試験や実技試験、レポート課題等により、出席率が 2/3 を満たす学生を対象に評価している。講義科目は筆記試験での評価が中心であるが、多くの演習科目では筆記試験と実技試験により知識と技術の評価を行っている（資料IV-6-①）。

単位認定は、本試験および再試験の結果、100 点満点の 60 点以上において単位認定をしている。進級要件は、原則として各学年において必修科目の GPA が 2.0 以上かつ未修得科目 2 科目以下としている。また、4 年次の「臨床総合実習」を履修するには、3 年次までの全必修科目を修得しておかなければならない。これら要件はシラバスに明記し、ガイダンス等で学生に説明している（資料IV-6-②）。卒業要件は、4 年次までの全必修科目および所定の選択科目を含め 126 単位以上を取得し、かつ卒業試験に合格した者としている。卒業試験に合格した者には、教授会の議を経て学長が学士(理学療法学)の学位を授与する。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：シラバス
- ②：シラバス (p2-5)

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己点検評価結果における課題と対応

科目によっては、本試験で合格出来ない学生の割合が多いことや、成績不良学生が再試験を受ける科目が多いことが課題である。対応として、日々の授業への出席を促し、授業中における学習習慣を身につけることを指導している。その他、授業以外に少人数のゼミナールを開講し、教員 1 人に 4 人程度の学生により対策を実施している。

様式 8 自己点検評価報告書

17	基準IV-7	臨床教育
----	--------	------

◆判定基準

- ① 指定規則に基づいた臨床教育が計画・実施されている
- ② OSCE（客観的臨床能力試験）を導入し、評価・単位認定を行っている
- ③ 先進的な臨床教育プログラムを取り入れている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

理学療法士の業務内容を理解し、かつ学修意欲の高揚や動機付けを行い、その使命感についての認識を高めるため、早期に医療、特に理学療法について学ぶ教育課程を組み込んでいる。具体的には1年次の科目「キャリアセミナー」では、(1. 理学療法士の業務内容、役割を知る。2. 対象者への接し方を学ぶ。3. 医療・福祉従事者として、社会人としての心構えを学ぶ。4. 理学療法士にとって必要な能力を考える)以上4点を目標に授業を展開しており、その最終目標として関連施設である行岡病院での半日の病院見学実習を実施している(資料IV-7-①)。この実習を経て、対人援助職としての振る舞いや言葉使いなどの礼節、コミュニケーションに関することを身に着けることで、その後の臨床実習では円滑に取り組むことができる。

理学療法士としての実践力や態度、責任感を修得させるため、2年次から4年次までの教育課程のなかに、臨床実習を4科目計20単位取り入れている。また、臨床実習を除く専門科目33科目中18科目に演習科目を実施し、臨床実習での応用に繋げている。なお、3年次の臨床評価実習から、OSCE（客観的臨床能力試験）を取り入れ、態度および評価・治療技術の確認を行い学生評価の一部としている(資料IV-7-②③)。また、臨床総合実習では実習前、中間および終了後に担当教員との面談及び報告会を行い、実習成果の整理と確認を行い、臨床実習指導者からの報告を含め学生の評価をしている(資料IV-7-②)。2020年度から改訂された指定規則を念頭に、実習前・中・後に学生へアンケート調査を行い、実習時間、睡眠状態、不安などを確認のうえ、学生への負担状況により実習指導内容の調整や指導を行っている(資料IV-7-④)。

実習後の報告会では、学生が実習で習得した知識等を確認するとともに、臨床へ応用できるよう助言を行っている。

様式 8 自己点検評価報告書

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：シラバス (p15)
- ②：実習前後の学内スケジュール
- ③：OSCE（採点基準表）
- ④：実習アンケート

◆自己点検評価結果における課題と対応

指定規則改正に伴い、2020 年入学生から臨床実習の実習前及び実習後に OSCE（客観的臨床能力試験）を含めた評価を実施している。OSCE の具体的な内容、実施方法、評価者などの設定については、改善検討の必要性を感じている。

18	基準Ⅳ-8	臨床実習
----	-------	------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める基準が遵守されている
- ② 臨床実習が適切な年次に配置され偏りなく実施されている
- ③ 特色ある臨床実習プログラムを取り入れている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

教育課程は「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」および「ガイドライン」が定める教育内容を包括し、基準を遵守している。

2年次から4年次までの教育課程の中に臨床実習を取り入れ、「臨床体験実習」「臨床評価実習」「臨床総合実習Ⅰ」「臨床総合実習Ⅱ」の4科目計20単位で構成している。

臨床実習の目的は、学内教育で学んだ知識や技術を臨床の場で体験し、学識と技術を統合することで、理学療法士としての実践力や態度、責任感を修得することである。臨床実習は臨床現場で、学内で学んだ知識と技術を応用する教育の場であり、主たる実習施設の行岡病院を含んだ病院等の臨床実習施設の協力のもと実施している。臨床体験実習は「理学療法士業務の理解」「医療人としての態度を学ぶ」「理学療法士の役割の理解」「理学療法士に必要な能力について考える」を目的に、初期学習の進んだ2年次8月に1単位を実施している。臨床評価実習は「障害像の理解」「評価技術の習得」を目的に、3年次2月に3単位を実施している。臨床総合実習は一連の理学療法プロセスの実施を目的に、前期に8単位及び後期8単位を実施している。学内学習進度に合わせて効果的な時期に実施している（資料Ⅳ-8-①）。

実習中の学生への負荷状況を確認するための取り組みとして、臨床実習時間の管理は実習時間管理表を導入し、学生・指導者及び担当教員が日・週単位の時間数を確認し、適正な実習時間の把握に努めている（資料Ⅳ-8-②）。施設内における実習時間及び時間外での学修時間の把握をするため、実習指導者にもこの情報を提供し、施設側と相互理解することで学生のフォローに役立っている。

また、実習前・中・後に学生へアンケート調査を行い、実習時間、睡眠状態、不安などを確認

様式 8 自己点検評価報告書

のうえ、学生への負担状況により実習指導内容の調整や指導を行っている(資料Ⅳ-8-③)。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③どちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入(資料は添付)

- ①：臨床実習要綱
- ②：実習時間管理表
- ③：実習アンケート

◆自己点検評価結果における課題と対応

2020 年度より一部改正された指定規則・ガイドラインをふまえ、臨床実習時間は実習時間外に行う学修時間も含めて 45 時間以内で行うことを確実に実施するために、学生と実習指導者への周知、時間管理方法及び状況を学生・実習施設・大学間で迅速に共有する方法などの対策を講じるとともに、円滑な運用を図っている。

現在は臨床体験実習 1 単位、臨床評価実習 3 単位、臨床総合実習 16 単位に設定しているが、今後の実習成果を分析し、時代背景を加味したより効果的な実習をめざし内容の変更等を再考する必要がある。また、本学の特色ある臨床実習プログラムは今後の大きな課題である。

19	基準IV-9	臨床実習施設との連携
----	--------	------------

◆判定基準

- ① 定期的に臨床実習指導者会議を開催し、議事録が共有されている
- ② 実習の前後を含め施設と密な連携が取られている
- ③ 専任教員が適時臨床実習に参加し、指導している

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている

④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

臨床実習を円滑に実施し、教育効果向上のために大学と臨床実習施設とは十分な情報交換を行っている。学内教育と臨床教育とを連携させるため、大学と臨床実習施設が実習方法等に関する検討を行うための臨床実習指導者会議を年1回開催している(資料IV-9-①)。

臨床実習に向けては学内にて臨床実習を想定した実技試験や筆記試験を実施し、実習前に教員が個人面談を行い、学生個々の課題や対策を行い、臨床実習に臨んでいる。臨床実習施設へ担当教員が事前訪問をし、実習前の学生の学修状況、学生個人の实習内容、目標、指導方法の確認等を行い、共通認識を持つことで円滑な実習運営の準備を行っている(資料IV-9-②)。

また、担当教員は実習期間中、施設に訪問し、学生の状況把握に努め、学生の実習目標の達成度合、問題点、注意点等を臨床実習指導者とともに検討するとともに、学生に対しては知識や技術の指導と自己学習等の相談に応じている。実習後も担当教員が学生と個人面談を行い、学修成果の確認を行っている。学内においても、臨床実習委員会を週1回定期的に開催し、実習進行状況の情報交換を共有し教育および指導に役立てている(資料IV-9-③)。

なお、全て近畿圏内に臨床実習施設はあり、全学生は自宅から通うことができおり、学生への負担軽減もできている。外部の各施設における実習受入れ人数は、概ね1施設当たり学生数1人となっている(資料IV-9-④⑤)。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：臨床実習指導者会議議事録（2023 年度）
- ②：実習前後の学内スケジュール
- ③：臨床実習委員会議事録
- ④：様式 4 臨床実習教育一覧表
- ⑤：様式 5 臨床実習指導者表

◆自己点検評価結果における課題と対応

臨床実習施設との連携の視点においては、主たる臨床実習施設との有機的な連携を可能にすべく、包括協定の在り方について早急な検討が必要であると認識しており、現在規則・規定等の詳細を詰めている。また、臨床実習中における学習環境の整備についても多面的かつ俯瞰的な側面からの検討が必要と思われる。

様式 8 自己点検評価報告書

20	基準Ⅳ-10	臨床実習施設の条件
----	--------	-----------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインに定められた臨床実習が実施されている
- ② 臨床実習施設としての設備・スタッフが備えられている
- ③ 協会認定または病院機能評価等の認定施設が 50%以上確保されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

実習施設には病院、診療所のほか介護老人保健施設、身体障害者福祉施設があり、実習時間の 3 分の 2 以上は病院または診療所での実習を経験することを遵守しつつ、可及的に様々な施設での実習が経験できるように実習地配置に配慮している（資料Ⅳ-10-①）。また訪問、通所リハビリテーションの実習は 2 年次に臨床体験実習として 1 単位分実施している。

なお、実習施設には臨床実習を行うのに必要な設備、スタッフ、および機械器具を備えていることを確認の上、実習施設として提携している（資料Ⅳ-10-②）。

2024 年度における臨床体験実習から臨床総合実習Ⅱまでの実習施設は 160 施設であり、そのうち病院機能評価認定施設および協会の認定施設は合わせて 59 施設で比率は 36.9%である。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：実習配置表
- ②：様式 5 臨床実習指導者表

◆自己点検評価結果における課題と対応

病院機能評価認定施設の割合が少なくなったのは、臨床体験実習の 1 単位分を通所・訪問リハビリテーションでの実習としたことにより介護老人保健施設での実習が多くなり、相対して病院での実習機会が減少したことが主な要因と考えられる。病院機能評価等の認定施設の割合を増や

様式 8 自己点検評価報告書

すことについては、地域的に養成校が多く、新たに病院機能評価等の認定を受けている病院を確保することが容易ではないと考えられるが、継続して認定施設の割合を増やしていきたい。しかしながら病院以外の施設においても、それぞれの特性の中で実習をすることによって、障害を多角的に捉え、様々なリハビリテーションアプローチを学ぶことが可能であることから、これまで築いてきた実習施設との関係性を考慮しつつ、実習施設の選定、依頼についてはバランスよく実施していきたい。

21	基準Ⅳ-11	臨床実習施設の数と種別
----	--------	-------------

◆判定基準

- ① 指定規則、ガイドラインで定める施設基準が遵守されている
- ② 各障がい・病期・年齢層を偏りなく対応できる能力を培う実習施設が確保されている
- ③ 主たる臨床実習施設が確保されている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- 3 ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- ④ ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

指定規則に示されている「実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと」等定められている基準を遵守している。また、学生は2年次から4年次までに4施設での臨床実習を行い、その間に各障害病期・年齢層を偏りなく経験できるように配置している（資料Ⅳ-11-①）。

臨床実習施設として登録している施設は315施設、そのうち2024年度実習施設が160施設であった。種別は、病院114施設、診療所13施設、介護老人保健施設29施設、小児施設4施設である。病院160施設の内62施設は病院機能評価を受けている。

大学との関連施設でもある行岡病院と主たる臨床実習施設の提携が最終段階まで進んでいる。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

①：学生別実習施設一覧表

◆自己点検評価結果における課題と対応

2020年度から一部改正された現在の指定規則およびガイドライン等で定める基準は遵守しており、変更に伴う文部科学省への申請書は既に提出済である。一方、定期的な臨床実習指導者講習会の開催、主たる実習施設の制定促進、実習方法の再検討など進捗に伴う課題も浮き彫りになりつつあるため、早急に対策を講じなければならない。

様式 8 自己点検評価報告書

小児施設での勤務を希望している学生に対して臨床実習で小児疾患を経験することができているが、4施設と少ないのが現状である。しかし、より多くの学生が経験できるように、一般の病院でも若年層の疾患を見学・体験できるような実習内容の工夫および検討が望まれる。

様式 8 自己点検評価報告書

22	基準Ⅳ-12	臨床実習指導者
----	--------	---------

◆判定基準

- ① 指定規則に示す要件を満たすものである
- ② 上記該当で臨床経験 10 年を超える指導が 30%以上
- ③ 上記①該当者で専門認定有資格者が 30%以上

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

臨床実習指導者の指導者要件については、臨床実習要綱（資料Ⅳ-12-①）には実習指導者の要件について「免許を受けた後 5 年以上業務に従事していること」、「厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会、厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会のいずれかを受講していること」と載せており、臨床実習指導者講習会は本学で毎年開催している。

指導者要件については、臨床実習指導者会議や、実習前の実習施設訪問の際にも実習施設に周知している。また、実習前もしくはその後に、実習指導者に指導者要件に関するアンケートの回答を依頼し、当該要件を再確認できるようにしている（今年度はリハビリテーション教育評価を受けるにあたり、事前にアンケート回答を依頼）。

2024 年度 4 年生の臨床総合実習Ⅰにおいては 65 名の学生が実習に赴くことになっており、指導者要件に関するアンケート結果（2024 年 5 月 15 日時点）では、実習指導者のうち 37 名から回答があり、24 名が経験年数 10 年以上であったことから、臨床総合実習において臨床経験 10 年以上の指導者の割合は 65%であり、30%以上を上回っている（資料Ⅳ-12-②）。

2024 年度 4 年生の臨床総合実習Ⅱまでの実習指導者における専門認定有資格者の割合は 8%である。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- | |
|--|
| ①：臨床実習要綱 2024 年（p7）
②：様式 5 臨床実習指導者表 |
|--|

◆自己点検評価結果における課題と対応

判定基準①については、臨床現場における実習指導者の方々にも広く認識されてきたようであるが、本学で実施する臨床実習指導者会議や実習施設への訪問時に引き続き確認やお願いをしていくこととする。
--

判定基準②、③については養成校から実習施設の実習指導者を指名することはほぼできないのが実情である。判定基準②については現状では多くの施設で中堅やベテランの理学療法士が実習指導をして下さっているため、継続して状況把握をしていくこととする。判定基準③の要件については、認定専門有資格の理学療法士数が少ないことも要因と思われるため、大学として実習施設における研修や研究活動への協力を通じて実習施設の認定専門理学療法士取得者の増員に貢献していきたいと考える。
--

様式 8 自己点検評価報告書

23	基準V-1	教育成果
----	-------	------

◆判定基準

- ① 教育成果の点検・評価結果が学生に FB されている
- ② 学業達成率が 80%以上である
- ③ 新卒者の国家試験合格率が全国平均以上である（過去 3 年間の平均値）

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆◆自己点検評価結果の理由

クラス担任制度を設け、年度開始時や定期試験後等に担当教員が学生と面談をする体制を整えている。また、オフィスアワー制度は全学的に整えられており、ゼミナールや国家試験対策セミナーの開講、学習支援室を設け教育成果の点検や学修支援を実施している。また、学生同士で相談し合うピア・サポートに向けた取組みも始めている。

教育成果の評価結果は、前後期の定期試験と追・再試験後に単位取得状況を成績通知書として学生へ配布し、フィードバックを行っている（資料V-1-①）。成績通知書には、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）や、卒業要件集計結果も記載し、学期ごとに学生へ周知している。

中間試験を実施する科目の試験結果より学期途中での教育成果を確認し、必要に応じて面談を行っている（資料V-1-②）。また、定期試験結果より、必要な学生に対しては補講を実施し、学習効果の向上に努めている。以上のことから、教育成果の点検・評価結果が学生にフィードバックされていると判断している（資料V-1-③）。

2023 年度卒業生の入学時の人数は 78 名であり、ストレート卒業生数は 45 名である。学業達成率は 83.3%であり、80%を上回っている（資料V-1-②）。新卒者の国家試験合格率は、2021 年度は 79.5%（全国平均 88.1%）、2022 年度は 98.1%（全国平均 94.9%）、2023 年度は 90.9%（全国平均 95.3%）であった。合格率の過去 3 年間の平均値は 89.5%であり、全国平均は 92.8%であるため、全国平均をやや下回っている。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- | |
|---|
| ①：成績通知書
②：様式 1-2 学校養成施設概要
③：学生対応フローチャート |
|---|

◆自己点検評価結果における課題と対応

教育成果の評価結果は学生にフィードバックされており、学業達成率は 80%を上回っている。しかし、国家試験の合格率は、全国平均を下回っている。そして、退学者が多いことは問題視すべき現実である。留年や退学の原因は、学修不振が発端となることが多い。そのため、学修不振の学生を早期に見出し、学習支援を実施する必要がある。現在は、教育成果を早い時点で確認するために、中間試験を実施する科目の試験結果より面談を行い、定期試験結果が不十分であった学生に対しては、再試験までに補講を実施している。また、前後期期間中は、ゼミナールや国家試験対策セミナーの開講や、学習支援室を設け教育成果の点検や学修支援を実施している。そのため、2023 年度の留年生は大幅に減少している。引き続き現在の学習支援を行うとともに、内容の検討やその他の学習支援の実施など学習支援体制について、継続的な検証が肝要であり、学業達成率の向上を図る必要がある。

国家試験対策は全学生に対してのスケジュール、内容、模擬試験などは構築されている。また、過去の国家試験結果よりボーダーラインにいる学生の抽出も可能となっており、ボーダーラインにいる学生に対しては別途課題を課すなど学習支援を実施している。しかし、国家試験の合格率は、全国平均を下回っているため、今後の課題はボーダーラインにいる学生に対する学習支援方法をもう一度検討し実施する必要がある。また、個別指導体制の確立も肝要である。

24	基準VI-1	社会貢献
----	--------	------

◆判定基準

- ① 個人レベルでの活動が行われている
- ② 学科・専攻レベルで実施されている
- ③ 学校養成施設レベルで組織的に取り組まれている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①②③のうち一つを満たしている
- 3 ①②③のうち二つを満たしている
- ④ ①②③の全てを満たしている

◆◆自己点検評価結果の理由

理学療法士養成校として大学の人的資源(教員)及び物的資源(施設設備面)について、大学として持っている資源を可能な限り社会や地域に還元し、医療系大学としての特徴を生かしつつ、地元との連携を重視した大学運営を行っている。

本学の知的資源である保健・医療分野の専門性を活かし、茨木市民の健康保持と更なる保健・医療に対する知識の向上を図ることを目的に大阪府茨木市との共同研究に取り組みだし、医療系大学としての地域社会貢献に尽力している(資料VI-1-①)。

また、茨木市の地元大学として市民の健康福祉の向上に資することを目的として、ダンスを基にしたフィットネスプログラムであるズンバ (Zumba)を 2022 年度から月 2 回、本学体育館で実施してきた。利用者及び茨木市からの評判がよく、2023 年 10 月からは週 1 回に開催頻度を増やした(資料VI-1-②)。

大阪府教育庁教職員室福利課 公立学校共済組合大阪支部からは組合員(教職員)を対象とした「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」の開催依頼があり、本学の教員を講師として派遣し当該講座を開講している(資料VI-1-③④⑤⑥)。本講座の目的は、「学校等の教育現場における腰痛予防対策が国においてもその対策の拡充が行われており、大阪府公立学校共済組合の組合員においても、腰痛対策が喫緊の課題となっている。腰痛の原因としては、労働時の作業姿勢、日常動作時の姿勢、運動不足、食事、ストレス等が関与するといわれている。これらの状況から、日常生活の中から生活習慣の見直しや姿勢の改善等、腰痛予防の正しい知識の習得が必要である。これらのことから、全組合員の腰痛予防や悪化を防止するための健康管理事業を実施する。」と定められている。この目的に沿って、小・中・高・養護学校等に講師を派遣もしくは本学において、腰

様式 8 自己点検評価報告書

痛予防体操等の実技を含んだ講座を実施し、腰痛予防等に関する知識の普及と啓発を行う活動を行っている。

また、理学療法士免許を有する教員は、様式7(資料VI-1-⑦)に示すように日本理学療法士協会及び大阪府理学療法士会、その他の事業に積極的に貢献している。

以上のことにより、社会連携及び社会貢献に関しての活動はこれまで大学として積極的に取り組んできたものと考えている。

以上の理由により、判定基準①②③全てを満たしていると判断する。

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- ①：茨木市との共同研究内容
- ②：ズンバ ポスター
- ③：腰痛予防講座巡回講師派遣事業 書類
- ④：様式7 社会貢献

◆自己点検評価結果における課題と対応

大学として持っている資源を社会や地域に還元しており、これらは大学における地域貢献として今後とも引き続き実施し、地元の大学として医療の分野から地域の健康や福祉の向上に寄与していく。

茨木市との共同研究は始まったばかりであるが、今後は更に研究上の社会連携を検討し、市民の健康や福祉、在宅医療に関する地元との連携が可能な分野を強化していく必要性を感じている。

茨木市内に所在している大学(大阪行岡医療大学、追手門学院大学、立命館大学、藍野大学、梅花女子大学)では、情報・意見交換の場として大学連携プラットフォーム会議を2023年には4回開催し、大学として地域に貢献できることを模索している。

様式 8 自己点検評価報告書

25	基準Ⅶ-1	内部質保証
----	-------	-------

◆判定基準

- ① 第三者による外部評価を受審し、結果を公表している
- ② 定期的に自己点検評価を実施し、課題改善に努めている
- ③ 学部・学科・専攻全体の PDCA サイクルの確立とその活用が図られている

◆自己点検評価（該当数字を○で囲む）

- 1 基準を満たしていない
- 2 ①を満たしている
- ③ ①を満たし、②③のどちらかを満たしている
- 4 ①②③全てを満たしている

◆自己点検評価結果の理由

第三者による外部評価として、リハビリテーション教育評価機構と日本高等教育評価機構の外部評価を受審している。評価結果についてはホームページで公開している。

本学の内部質保証は、自己点検・評価実施規程の制定により、全学的な方針及び手続きを設定している。内部質保証の推進を担う組織は、自己点検・評価委員会及び教授会としている。また、大学全体の内部質保証を最終的に実施する職は学長としている。自己点検・評価委員会の構成員は、学長または副学長、学科長、教務委員長、入試委員長、学生委員長、FD 委員長、ハラスメント防止対策委員長、事務局としている（資料Ⅶ-1-①）。教授会は学長、教授をもって構成する。また、必要があるときは理事長・副理事長を構成員としている（資料Ⅶ-1-②）。自己点検・評価委員会と教授会にて、教育や研究活動、各委員会の運営活動の有効性の自己点検・評価を実施し、課題改善のための対応内容を検討し実施している（資料Ⅶ-1-②）。

内部質保障システムとして、教授会へ各委員会から活動報告を行い、報告内容や委員会活動時に生じた課題に対して、自己点検・評価委員会にて検証を行っている。自己点検・評価委員会にて実施した自己点検・評価結果と課題に対する対応内容は教授会に報告を行い、審議の上で決定している。（資料Ⅶ-1-③）。

以上の理由により、判定基準①を満たし②③のどちらかを満たしていると判断する。

様式 8 自己点検評価報告書

◆自己評価の根拠となる資料名と表示ページの記入（資料は添付）

- | |
|-------------------------------------|
| ①：自己点検・評価実施規程
②：教授会規定
③：大学組織図 |
|-------------------------------------|

◆自己点検評価結果における課題と対応

内部質保証として、第三者による外部評価を受審し、評価結果を公表している。しかし、学内における自己点検・評価内容や結果についてまとめ、毎年公表することができていない。今後は、自己点検・評価報告書の作成と公表を行い、内部質保証の継続的な推進が肝要である。
--

現在、自己点検・評価実施規程を基に内部質保証システムの運用を行い、全学的な PDCA サイクルを機能させ始めている。しかし、全学的及び各委員会の中長期計画の作成などには至っていない。今後は各委員会からの報告に加え中長期計画の作成を行い、中期計画に基づく活動の取り組み結果について、自己点検・評価委員会及び教授会にて評価、検証していくことが必要である。
--